

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

このたびの大雨による災害で、令和2年7月6日に鹿島市が災害救助法の適用を受けたことにより、雇用保険失業給付の特例措置を下記のとおり実施します。

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。

(事前の申し出や、やむを得ない理由を証明する書類は不要です)。

なお、失業の認定日を変更された方は、変更後の認定日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも、手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に、雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

令和2年7月3日からの大雨による災害により、災害救助法指定地域内の事業所が、災害を直接の原因として事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、一時離職後に雇用保険被保険者資格を取得しても、一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
佐賀労働局職業安定課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3号20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7216
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15	適用課 0952-41-9307 給付課 0952-24-4305
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町3193	0955-72-8609
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9	0954-22-4155
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25	0955-23-2131
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073	0942-82-3108
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3	0954-62-4168

令和2年7月3日からの大雨による災害に係る雇用保険の取扱について(Q&A)

<個人向け>

Q	A
1 雇用保険の基本手当を受給していますが、令和2年7月3日からの大雨により、失業の認定日にハローワークに行くことができません。どうすればよいのでしょうか。	令和2年7月3日からの大雨により所定の認定日にハローワークに来所できない場合は、認定日の変更が可能です。事前の申出ややむを得ない理由を証明する書類は不要です。
2 令和2年7月3日からの大雨により交通手段が遮断されており、住所を管轄するハローワークに行くことが難しいのですが、どうすればよいのでしょうか。	令和2年7月3日からの大雨により住居所を管轄するハローワークに行けない場合は、他のハローワークでも手続が可能ですので、来所可能なハローワークにお越しください。
3 雇用保険の特別措置に関する相談をするためには、必ずハローワークに行かなければならないのでしょうか。	電話による相談も行っております。
4 令和2年7月3日からの大雨により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。	令和2年7月3日からの大雨に伴うやむを得ない理由により予定していた求職活動ができなかった場合は、求職活動実績がなかったとしても、雇用保険の基本手当の受給が可能ですので、失業の認定日にその旨をハローワークの担当者にお伝えください。なお、やむを得ない理由を証明する書類は不要です。
5 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)について教えてください。	<p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)とは、災害救助法の適用を受けた地域の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです(通常は再雇用が予定されていれば受給できません)。</p> <p>なお、本特例措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。</p> <p>このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合については、本特例措置制度を利用後、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間がある(倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある)ことが必要となる場合があるほか、「高年齢雇用継続給付」(被保険者期間が5年間必要)、「育児休業給付」(被保険者期間が1年間必要)及び「介護休業給付」(被保険者期間が1年間必要)等の受給にも影響が出る場合があります。</p>

6	<p>雇用保険の特別措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。</p>	<p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)の対象者については、勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」が必要です。 また、マイナンバーカード等の個人番号確認書類・身分証明書、本人名義の預(貯)金通帳(カード)、写真(縦3cm、横2.5cm)が必要です。 なお、確認書類がない場合でも、本人の申出等で手続ができますので、まずは、ハローワークに相談ください。</p>
7	<p>事業主と連絡がつかず、「雇用保険被保険者離職票」が発行されません。どうすればよいのでしょうか。</p>	<p>事業主と連絡がつかず、手続が進められない場合でも、本人の申出等により、手続を進めていただくことができますので、まずは、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局に相談してください。 なお、その際には、給与明細や賃金振込が確認できる通帳など、できるだけ就業時の状況が分かるような書類があれば、相談やその後の手続を円滑に進めることができます。</p>
8	<p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。</p>	<p>雇用保険の基本手当の受給資格を得るには、通常、雇用保険の被保険者期間が離職日前2年間に12か月以上必要ですが、本特別措置制度については、離職日前1年間に雇用保険の被保険者期間が6か月以上あれば、その他の要件を満たす場合、受給ができます。 受給できる期間についても、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた場合等(特定受給資格者等)と同じく手厚い給付日数となります。また、所定の給付日数が終了しても復帰できない場合は、原則60日間(給付日数が330日と270日の場合は30日)の給付延長を受けられる場合があります。 詳しくはHPをご覧ください。 その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。</p>
9	<p>「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」(一時的に離職する場合の特別措置)を利用して、基本手当を受給したら、これまでの雇用保険の被保険者期間はどのようになりますか。</p>	<p>本特別措置制度を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。 このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間がある(倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特別措置制度を利用後、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある)ことが必要となる場合があるほか、「高年齢雇用継続給付」(被保険者期間が5年間必要)、「育児休業給付」(被保険者期間が1年間必要)及び「介護休業給付」(被保険者期間が1年間必要)等の受給にも影響が出ることがあります。</p>

10	<p>休業中にボランティアをした場合、基本手当の受給はどうなりますか。</p>	<p>ボランティア活動を行う場合でも、就職の意思・能力があり就職活動の実績があれば、基本手当の受給は可能です。(有償の場合、基本手当が減額される場合があります。)</p> <p>ボランティア活動のため失業認定日に来所できない場合は、失業認定日の変更も可能です。</p> <p>なお、休業事業所から作業を依頼された場合でも、次のいずれにも該当する「ボランティア」であれば、基本手当が受給できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①作業依頼を拒否することができること ②作業時間、休憩や帰宅の時間等を自由に決められること ③有償の場合でも、交通費等の実費弁償を除き、少額の謝礼のみであること <p>詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。</p>
11	<p>雇用保険の基本手当は、例えば1か月でどの程度もらえるのか、だいたい金額でもいいので教えてください。</p>	<p>正確な金額はハローワークにご提出いただく離職票に基づき計算しますが、給与の総支給額(保険料等が控除される前の額。以下同じ。賞与は除きます。)により、概ね以下のとおりです。</p> <p>平均して月額15万円程度の場合支給額は月額11万円程度 平均して月額20万円程度の場合支給額は月額13万円程度 平均して月額30万円程度の場合支給額は月額16万円程度</p> <p>※ 離職前の年齢、賃金により、給付率は45%～80%になります。</p> <p>※ 給付額は上限があり、年齢により日額6,815円～8,335円(令和元年8月1日から令和2年7月31日までの場合。)です。</p> <p>※ 雇用保険の基本手当は非課税です。</p> <p>※ 失業認定日の約7日後にハローワークに登録した銀行(郵貯)口座に振り込みます。</p> <p>受給できる期間、受給できる額について、詳しくはHPをご覧ください。</p> <p>その他、詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。</p>